福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(<u>令和4年12月16日改定</u>)

【福島県医療ひつ迫警報】

区 域:県全域

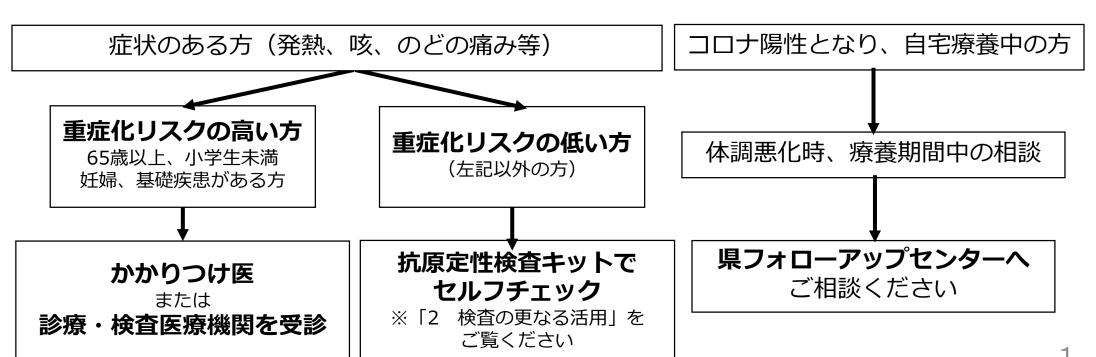
期間:令和4年12月16日から

令和5年1月15日まで

福島県

1. 福島県医療ひつ迫警報

- (1) 医療提供体制の負荷軽減のために
 - ①適切な受診にご協力ください
 - ・(重症化リスクの低い方)受診する前に、セルフチェックを行いましょう。
 - ・受診する際には、事前に電話連絡し、通常の診療時間(可能な限り平日の日中)に受診してください。
 - 体調不良に備えて、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬等の事前購入をお願いします。



②救急車・救急外来の適正利用に御協力をお願いします。

- ・救急車や救急外来は、緊急性の高い症状の方や重症の方の命を守っています。
- ・急を要する場合以外に救急車を呼んだり、検査のためだけに救急外来を受診することは控えましょう。

③受診するか迷ったら

- まずは、かかりつけ医に相談しましょう。
- ・かかりつけ医がいない場合には、各相談窓口をご利用ください。
 - ○<u>コロナに関すること</u> 福島県受診・相談センター 0120-567-747 (24時間)
 - ○<u>コロナ以外に関すること</u>夜間救急相談 #7799 (毎日19時~翌朝8時)こども救急ダイヤル #8000 (毎日19時~翌朝8時)

(2) 検査のさらなる活用

①抗原定性検査キットでセルフチェックしましょう

【あらかじめ準備しましょう】

- ・<u>感染した場合に備えて、コロナ用抗原定性検査キット(※)を購入しておきましょう。</u> ※「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示されているもの
- ・すでに症状がある等で薬局に行けない場合には、検査キット配布センターが配布する 検査キットを活用しましょう。※検査キット配布体制を強化

【症状がある場合】

・重症化リスクが低く、軽症の方または濃厚接触者の方は、まずセルフチェックしましょう。

【検査の結果で陽性となった場合】

- ・症状が軽く医療機関の受診を必要としない方は、「福島県陽性者登録センター」に 登録申請してください。
- ・療養・陰性証明のために、医療機関を受診することは控えましょう。

②感染への不安がある場合には(無症状の方は)

- ・感染不安のある県民の方は、薬局等で実施している無料検査を活用しましょう。
- ・JR福島駅、郡山駅、いわき駅で、臨時無料検査拠点を設置します。 帰省等で高齢者、重症化リスクの高い方に会う前に御活用ください。

(3) 速やかなワクチン接種

①オミクロン株対応2価ワクチンの速やかな接種をお願いします。

【ワクチンの特徴】

- ・従来型の成分に加えオミクロン株の成分が含まれるため、重症化予防効果、感染予防効果、発症予防効果が期待されます
- ・2価ワクチンであることにより、今後の変異株に対して有効である可能性がより高いこ とが期待されます

【接種の対象・回数】

- ・初回接種(1・2回目接種)が完了している方で、前回の接種から3ヶ月以上経過した12 歳以上の方が1回接種ができます。なお、インフルエンザワクチンとの同時接種も可能です。
 - ※ ノババックス社ワクチンで3回目以降の接種を11月8日以降に行った場合、オミクロン株対応2価ワクチンを接 種することはできませんので御注意ください。

【対象の方は速やかな接種を】

- ・重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種を完了するようお願いします。なお、ワクチンの種類(BA.1とBA.4-5)に関わらず、いずれか早く打てるワクチンで1回接種をお願いします。
- ・オミクロン株対応ワクチン大規模接種会場の設置

②季節性インフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザワクチンの接種も検討を

- ・65歳以上の方等の定期接種対象者で、接種を希望される方は、インフルエンザワクチン (予防接種)の早めの接種を(お住まいの市町村から一部または全部助成があります。)
- ・重症化リスクの疾患のある方や小児、医療機関や高齢者施設等の職員の方も、接種の検 4討を。(自己負担額があります。)

(4) 基本的な感染対策の再点検と徹底(※特措法第24条第9項に基づく要請)

①マスクの正しい着用

- ・場面に応じて、正しくマスクを着用しましょう。(鼻出しマスク、あごマスクはNG)
- <u>・会話を行う場合は、屋内・屋外を問わず、マスクを着用しましょう。</u>

②手洗い・消毒の励行

- ・外出先から戻った時など、手洗い、手指消毒を習慣づけましょう。
- ・多くの人が触れるドアノブや照明ボタンなどもこまめに消毒しましょう。

③充分な換気量の確保

- ・空気の流れを意識して、機械換気装置による常時換気や2方向の窓開け換気、換気扇 (扇風機やサーキュレーターなど)の活用により十分な換気量を確保しましょう。
- ・室内温度が下がる場合もあるため、暖かい服装(ウォームビズ)で体温調節を行い、換 気が疎かにならないようにしましょう。

<u>④人と人の距離の確保</u>

- <u>・人と人との距離はできるだけ2mとりましょう。</u>
- ・マスクをしていても、密接しての会話は避け、距離を保つようにしましょう。

(5) 感染者を減らす/二次感染を広げないために(※特措法第24条第9項に基づく要請)

①症状がある時は外出しない・人と会わない

- ・発熱や喉の痛み、咳などの症状がある場合は、外出しないようにしましょう。 (自分だけは大丈夫だと油断しない、家族に症状があったら外出させない、休ませる)
- ・濃厚接触者や同居家族に症状が出た場合は、できるだけ接触しないようにしましょう。
- ・陽性になった場合は、発症2日前までに(濃厚)接触した方へ必ず連絡しましょう。
- ・濃厚接触者となった場合は、5日間は自宅待機を徹底し、7日間が経過するまでは慎重な 行動をとりましょう。
- ・症状がある方の家族や接触した方は、自分自身に症状がなくても慎重な行動をとりましょう。
- ・決められた療養期間は外出せず、人との接触は避けましょう。

②陽性になった場合の備えを

•	発熱等の体調不良時のセルフケア	<u>・自己検査の準備を含め、</u>	<u> 備蓄などを進めましょう。</u>
	□体温計		

- □薬(常用している薬、市販の咳止め、解熱薬など1~2週間分多めに)
- □コロナ用抗原定性検査キット
 - (「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」表示のもの)
- □日持ちする食料(5~7日分を目安に) □衛生用品(マスク、アルコール消毒液等)
- □日用品(生理用品、オムツ等)

(6) 外出時の注意(※特措法第24条第9項に基づく要請)

①会食時の感染対策

- 会話時はマスクを着用し、大声での会話は控えましょう。
- ・大人数・長時間の会食への参加は慎重に判断しましょう。(自宅等での会食も注意)
- ・感染対策の徹底された認定店を利用しましょう。

②移動時の感染対策

- <u>・移動先の感染状況を把握し、混雑する場所や感染リスクの高い場所は十分注意してくだ</u> <u>さい。</u>
- <u>・移動中の感染リスクに注意し、マスクの正しい着用や十分な換気を確保するなどの基本対策を徹底してください。</u>
- •移動後も、引き続き感染対策を徹底し、発熱等の症状が出た場合には、登校や出勤を控 えましょう。

(7) 施設別対策(各施設ごとのガイドラインの順守)(※特措法第24条第9項に基づく要請)

①事業所

- ・在宅勤務(テレワーク)等、人と人との接触を減らす取組を推進しましょう。
- ・従業員等の日々の健康管理の徹底と休みやすい環境づくりに努めましょう。
- ・<u>感染者・濃厚接触者となった従業員の勤務再開に当たって、保健所や医療機関に対して、</u> 療養開始時の診断書及び療養期間・待機期間終了後の陰性確認を求めないようにしましょ う。

②学校等

- ・登校・登園時等に症状が出た場合には速やかに帰宅し、自宅等で安静に過ごしましょう。
- <u>・マスクの正しい着用・距離の確保・十分な換気等、基本的な感染対策に努めましょう。</u>
- ・部活動や課外活動を行う際には、適時適切なマスク着用と十分な換気を行いましょう。
- <u>・特に休憩時や移動等の場面では、感染リスクが高まりますので注意しましょう。</u>

③高齢者施設等

- ・通所系サービスを利用されている方は、発熱等の症状がある場合は利用を控えるように しましょう。
- ・感染拡大を踏まえ、抗原定性検査キットを活用し、週に2~3回を目安に従事者の集中 的検査の実施をお願いします。キットについては、これまで県で配付したものに加え、 現在、配送を進めている国配布分のキットや、市販されているものを御活用ください。

<参考>

県本部として強化した項目【一部再掲】

①受診相談・診療体制

- ・年末年始における外来診療体制の強化(協力金の支給)
- ・陽性者登録センターの1日あたり登録可能数を拡充
- ・フォローアップセンターの受電相談体制の強化

②検査

- ・検査キット配布センターの1日あたり配布体制を拡充
- ・臨時無料検査拠点を設置(JR福島駅、郡山駅、いわき駅)
- 要望のあった高齢者施設、学校、医療機関などの従事者向けに抗原検査キットを配布

③ワクチン

・オミクロン株対応ワクチン大規模接種会場を設置

2. 感染拡大防止のための基本対策

(1) 一人ひとり基本的な感染対策を徹底すること。

- ・場面に応じてマスク(不織布マスクを推奨)を正しく着用※
- ・こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- 十分な換気量の確保
- ・人と人との距離を十分に確保

※マスク着用の考え方(判断に迷ったら着用すること)

場所	身体的距離 (2 m以上を目安)	会話	マスク
	確保できる	行う	着用を推奨
		ほとんど行わない	着用の必要なし
屋内	確保できない	行う	着用を推奨
		ほとんど行わない	着用を推奨
	The 10 -5 4. 7	行う	着用の必要なし
 E. Al	確保できる 	ほとんど行わない	着用の必要なし
	確保できない	行う	着用を推奨
		ほとんど行わない	着用の必要なし

上の表の考え方にかかわらず、以下に留意すること

- ○高齢者との面会時や病院内などハイリスク者と接する場合は、マスク着用を推奨。
- ○小学校入学前の児童
 - ・2歳未満(乳幼児)は、マスク着用を奨めない。
 - ・2歳以上は、マスク着用を一律に求めない。

- ・高齢の方や基礎疾患のある方、周囲の方は、感染リスクの高い行動は控えること。
 - ○十分な栄養、適度な運動により免疫力アップをすること。
- 家庭から感染が広がらないよう、感染対策に取り組むこと。
- (2) 症状がある場合は登校・出勤を控え、受診すること。
 - ○かかりつけ医や診療検査医療機関(県のホームページで検索可能)に相談すること。 相談先に迷う場合には受診・相談センターに相談すること。
 - ○軽症で重症化リスクのない方は医療機関を受診せず、「福島県陽性者登録センター」を 利用すること

- (3) 会食時は、感染リスクが高まることから、以下に十分注意すること。
 - ○体調不良時は参加しない。
 - ○大声やマスクなしでの会話はしない。
 - ○深酒を控え、短時間の会食とする。
 - ○テーブル間の移動はしない。
 - ○感染対策の徹底された「ふくしま感染防止対策認定店」の利用を推奨する。
 - ※お店側は「業種別ガイドライン」の遵守など、お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底すること。
- (4) 移動する時は、体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を実施すること。
- (5) 新型コロナワクチンの接種を検討すること。
 - ・一度も接種されていない方を含め、ワクチン接種がお済みでない方は、 速やかなワクチン接種をお願いします。
 - ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をすること

【事業者の皆さまへ】

<全ての事業者の皆さまへ>

- ・職場内の感染防止対策を徹底すること。
 - ○従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止 対策を徹底すること。
 - ○従業員等の出勤時の健康チェックを徹底すること。
 - ○休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意すること。
- ・時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、 人との接触機会の低減に努めること。
- ・事業継続計画 (BCP) の再確認や策定をすること。
- ・業種別ガイドライン等を遵守すること。(法第24条第9項に基づく要請)

<イベント等を開催する事業者の皆さまへ>

- ・イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の感染防止対策を徹底 すること。
 - ○「三つの密」が発生しない席の配置
 - ○人と人との距離の確保
 - ○出演者や参加者等に係る行動管理
 - ○正しいマスクの着用
 - ○会場内の消毒や換気など
- ・令和3年11月25日以降に開催されるイベントは、以下のとおり実施すること。
 - ○5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、 「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出すること。
 - ○上記イベント開催後は「結果報告書」を提出すること。
 - ○上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを 作成し、ホームページ等での公表を行うこと。

(詳細は、16ページ「(3)イベント等に関する協力依頼」をご覧下さい。)

【施設の設置・管理者の皆さまへ】

職員の方(ご家族を含む)の体調管理を徹底し、症状が疑われる場合は仕事を休み、 速やかに受診できるように配慮すること。

<大学・専門学校等>

感染防止対策について、学生への周知と注意喚起をすること。

<中学・高等学校>

感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での感染防止対策をすること。 学校外の感染防止対策についても、指導・注意喚起をすること。

<小学校・放課後児童クラブ>

感染対策のマニュアル等を踏まえ、学習活動での感染防止対策をすること。時間や場所の分散を図るなど、密集や近距離での活動に留意すること。

<幼稚園・保育所・認定こども園等>

感染対策のマニュアル等を確認し、発育状況や活動状況等に応じて感染防止対策を徹底すること。

<医療機関、高齢者・障がい(児)者・児童施設>

感染対策のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底すること。

3. 基本的な対応方針

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「3つの密」(密閉・密集・密接)を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策(手指消毒、状況に応じたマスク着用[※]、大声を避ける、十分な換気、 人と人との距離の確保など)を徹底すること。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」(別紙1参照)に留意すること。
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用すること。
- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内(家庭)等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- <u>・「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。</u>
 - ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
 - ・体調に異常を感じたときはかかりつけ医や診療検査医療機関に相談すること。 かかりつけ医がいない場合は「受診・相談センター」に相談すること。
 - ※詳細は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和4年5月23日 政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を参照

イ 職場における感染対策

- ・体調が悪い場合は出勤しない、させないこと。
- ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組 等を推進すること。
- ・感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の 出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのウェブ(テレビ)会議の活用、 昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)を徹底すること。
- 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。
- ・特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。
- 業種別ガイドライン等を遵守すること。

ウ 移動に関する感染対策

〈県外に移動する場合の注意事項〉

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・移動先(地域)の感染状況を十分に確認すること。
- ・3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されている施設等 を利用する、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払っ た上で、より一層慎重に行動すること。

〈感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項〉

- ・県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は極力控える。
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用する。
- ・感染拡大の兆候が見られる場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出 を自粛する。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控える。

(2)施設に対する協力依頼等

- ア クラスターの発生を未然に防止するため、全ての事業者や業界団体において、 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予 防するための工夫(例)」等に基づく、感染防止対策を確認し徹底すること。
- イ 接触確認アプリ (COCOA) のダウンロードを従業員や利用者に促すこと。
- ウ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカー」や「新しい生活様式実践 ポスター」を活用すること。
- エ クラスターなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染症 法に基づき店舗等の名称を公表して感染拡大防止の徹底を促す。

(3)イベント等に関する協力依頼

ア イベントの開催制限の目安等(別紙2~4を参照願います。)

① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 (参加人数5,000人超かつ収容率50%超) 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。 大声ありと大声なしのエリアを明確に区分する場合は、大声ありのエリアの収容 率上限を100%、大声なしのエリアを上限50%とする。 (大声ありと大声なしのエリアが明確に区分されていない場合は除く)

② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。大声ありと大声なしのエリアを明確に区分する場合は、大声ありのエリアの収容率上限を100%、大声なしのエリアを上限50%とする。なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。 ①及び②のいずれかの場合についても、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策が講じられるようにし、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ(COCOA)を活用すること。

イ 留意事項

収容定員が設定されていない場合(※)で、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

※例:地域の行事やお祭り等

感染リスクが高まる「5つの場面」

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。 また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染 やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなど での事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われ る事例が報告されている。



居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り 替わると、気の緩みや環境の変化により、感染 リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が 確認されている。



令和2年10月23日第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料3-4抜粋

		感染防止安全計画策定(注1)		その他(安全計画を策定しないイベント)
下記以外	人数上限(注3)	収容定員まで		5,000人又は収容定員50%のいずれか 大きい方
の区域	収容率(注3)	100%(大声なし)	大声なし:100% 大声あり:50%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%(注5)
重点措置	時短	収容定員まで追加可)		原則要請なし(注4)
地域	人数上限(注3)			5,000人
	収容率(注3)			大声なし:100% 大声あり:50%
	時短	原則要請	なし(注4)	原則要請なし(注4)
緊急事態 措置区域	人数上限(注3)	10,000人 (ワクチン・植 適用により、収容	食査パッケージ制度の 定員まで追加可)	5,000人
11 12 19	収容率(注3)	100%	(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%

- ※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。
- (注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
- (注2)「大声あり」と「大声なし」のエリアを明確に区分している場合。
- (注3)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
- (注4)都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
- (注5)「大声あり」と「大声なし」のエリアを明確に区分している場合は、エリア毎に上限を適用する。

参考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制(マスク着 用や大声を出さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと(「大声あり」のイベントの場合は除く。) や適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ)の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。 なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒 の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の 設置や場内アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)の徹底 *室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

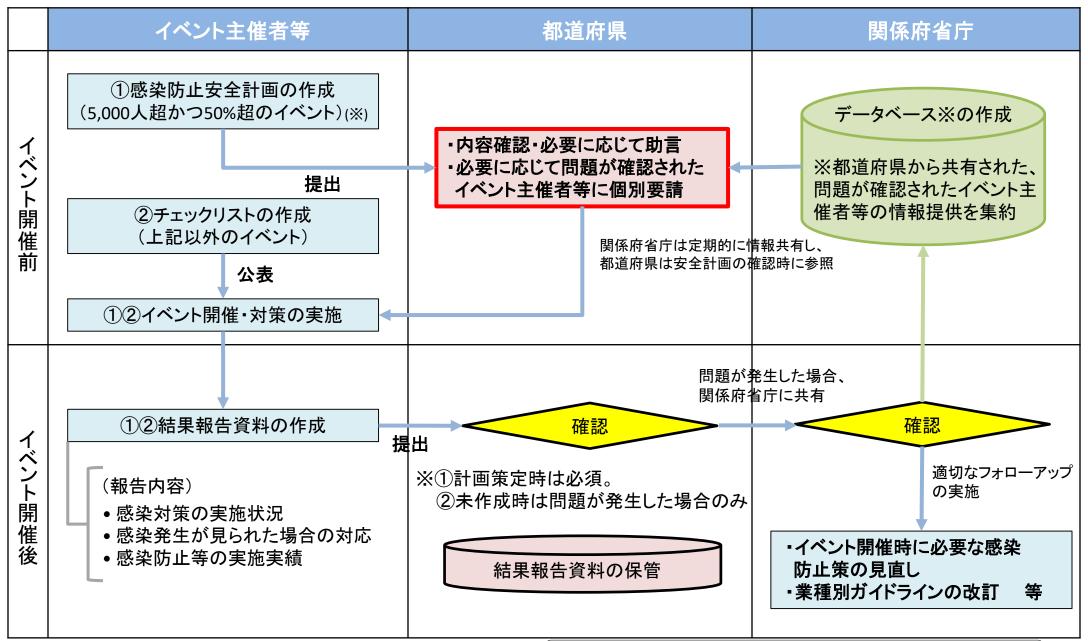
イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場ロ・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、 最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)
⑦参加者の把握等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合) を遵守すること。



(※)緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント。

多考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和4年5月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)